川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則(案)

川崎市市民館使用規則(昭和47年川崎市教育委員会規則第29号)の一部 を次のように改正する。

別表第1項の表その他の項中

Γ

液晶プロジェクター	1,500	1	1台	中原・麻生に適用
-----------	-------	---	----	----------

を

Γ

|--|

に改める。

附則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

幸市民館に新たな設備を設けるため、この規則を制定するものである。

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後							改正前						
	○川崎市市民館使用規則						○川崎市市民館使用規則						
昭和47年9月13日教委規則第29号						29号	昭和47年9月13日教委規則第29長						
(略)							(略)						
別表(第8条関係)						別表	別表(第8条関係)						
市民飢	市民館設備使用料一覧						市民館設備使用料一覧						
1 ホール						1	1 ホール						
種別	川 品名	金額	回数	単位	備考		種別	品名	金額	回数	単位	備考	
音響設	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	500	1	1台	その他の装		音響設備		500	1	1台	その他の装	
					置							置	
照明設	対備	400	1	1列			照明設備		400	1	1列		
舞台設	t備	300	1	1式			舞台設備		300	1	1式		
その他		800	1	1台	16ミリ		その他	映写機	800	1	1台	16ミリ	
	ビデオプロジェクター	800	1	1台	高津に適用			ビデオプロジェクター	800	1	1台	高津に適用	
	液晶プロジェクター	1,500	1	1台	幸・中原・			液晶プロジェクター	1,500	1	1台	中原・麻生	
					<u>麻生</u> に適用							に適用	
	持込器具	100	1	1キロ				持込器具	100	1	1キロ		
				ワット							ワット		
(以下	略)						(以下 略))					
							(), i !'ll.	,					